

## **柏葉荘**

# **社会的養護関係施設の第三者評価事業 報告書**

**特定非営利活動法人  
北海道児童福祉施設サービス評価機関**

**平成30年8月16日**

## 目 次

A	社会的養護関係施設の第三者評価業務処理経過	P. 2
B	第三者評価結果の公表事項（児童養護施設）	P. 3
C	利用者調査	P. 27
D	資料	P. 38

## A 社会的養護関係施設の第三者評価業務処理経過

### 1. 業務処理経過

【評価機関】 特定非営利活動法人 北海道児童福祉施設サービス評価機関		
H29年7月 ～9月	【申込み・契約】	○社会的養護関係施設の第三者評価受審申込み受理 ○契約締結
9月～ H30年3月	【事前分析】	○資料の事前提供及び利用者調査（アンケート調査）を依頼 ○施設より提供資料、利用者調査のアンケートを受理 ○事前分析・事前協議
3月	【施設調査】 【調査結果分析・ 評価とりまとめ】	○訪問調査 ○評価調査者の合議等による評価結果の取りまとめ ○評価結果確定
4月～8月	【評価結果の報告】	○施設へのフィードバック ○報告書提出

- ・平成29年9月4日付けで福祉サービス第三者評価実施について契約を締結。
- ・12月に施設から提供資料及び利用者調査の未開封封筒入りアンケート用紙を受理。  
アンケートの集約、評価調査者による事前分析及び事前協議等を実施。
- ・平成30年3月10日(土)～11日(日)に施設を訪問し、施設見学及び施設長・職員インタビュー、書類等確認等の調査を実施。
- ・各評価調査者の評価結果まとめ、評価機関としての合議・評価決定委員会等を行い、評価結果を確定。

### 2. その他

評価事業は、「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」（平成27年2月17日付け雇児発0217第6号、社援発0217第44号）に基づき、福祉サービス第三者評価、すなわち社会福祉法人等の提供する福祉サービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関として、専門的かつ客観的な立場から評価を行う事業として実施しました（D 資料参照）。

評価基準は、上記「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」に基づき実施しました。

判断基準（水準）は、結果をa、b、cの3段階評価で示しました。このうち、aは施設運営指針に掲げられている目指すべき理想的な状態です。bはこれに至らない、多くの施設で考えられる標準的な状態です。cはこれ以上に課題が大きい状態です。評価結果で、cの項目がある場合は、これを改善していく活動が必要です。bの項目は、さらにaに向けて努力していくことが重要です。

評価結果は、評価機関から第三者評価事業の全国推進組織と定められている社会福祉法人全国社会福協議会へ提出し、社会福祉法人全国社会福祉協議会より公表されます。

## B 第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

### ①第三者評価機関名

特定非営利活動法人  
北海道児童福祉施設サービス評価機関

### ②評価調査者研修修了番号

北海道第0142、SK15003、S15084

### ③施設の情報

名称：柏葉荘	種別：児童養護施設	
代表者氏名：澤山 正	定員（利用人数）：100名	
所在地：札幌市北区篠路2条9丁目1番15号		
TEL：011-776-0601	ホームページ： <a href="http://www.fuso-en.jp/hakuyou/">http://www.fuso-en.jp/hakuyou/</a>	
【施設の概要】		
開設年月日 1959年（昭和34年）3月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 扶桑苑		
職員数	常勤職員：31名	非常勤職員：8名
専門職員	社会福祉士：4名	保育士：19名
	心理士 1名	栄養士：1名
施設・設備の概要	(居室数)	(設備等)
	6ブロック 計66室	食堂、体育館、プレイルーム、図書コーナー、親子生活訓練室

### ④理念・基本方針

- 一人ひとりの尊厳と個性を尊重します。
- 未来を担う人づくりを目指します。
- 地域・社会に貢献し、必要とされる施設を目指します。

### ⑤施設の特徴的な取り組み

- 地域との連携を意識し、ショートステイ事業の拡充（札幌・石狩・小樽）や、まなび支援などに取り組んでいる。
- 子育て支援の一つの取り組みとして「子育てコンシェルジュ」で講師を招いて、講演会を催している。
- 「柏葉まつり」と称し地域に開放したお祭りをしており、地域・学生含め、来場者が1000人を超えることもあり、解放することで、施設への理解を求めている。

## ⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成 29 年 9 月 4 日（契約日）～ 平成 30 年 3 月 31 日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	1 回（平成 26 年度）

## ⑦総評

### ◇特に評価の高い点

#### 1. 地域のニーズに対応する極めてユニークな事業展開

施設の「地域支援センター」を中心に地域住民を対象に、「家庭で子ども達と語る“性”のはなし」など、子育てに関する講演会を「子育てコンシェルジュ」として年 2 回実施している。また、施設の空きスペースを「学びの支援教室」と称して、地域の中学生を対象に毎週水曜日 19:00 から 21:00 までの時間帯で「柏葉荘 学び支援」として無料で開放している。

#### 2. 生活体験等を拡げる取り組みの積極的推進

都市部に立地している利便性を活かして、他機関との連携やボランティアの活用を積極的に図り、子ども達にさまざまな生活体験や社会経験等の機会を提供するよう努めている。民間の助成金等を活用して外出行事の機会を増やしたり、大学の食育プログラム等の企画に参加させている。また、民間団体等が行う学習支援活動を取り入れ、ボクササイズや遊びのボランティアなども受け入れている。

#### 3. 施設全体の整美の確保

施設内の庭の樹木や草花、建物の内外装、設備や家具什器など、子どもを取り巻く住環境が確保されている。破損個所の修繕等は速やかに実施するなど、子どもの生活の場としての安全性や温かみのある環境に配慮した工夫と取り組みを行っている。

### ◇改善を求められる点

#### 1. 理念・基本方針の周知について

理念・基本方針は施設の経営や養育・支援の拠り所であり、職員はもとより子どもや保護者の理解を得ることによって、職員は自らの職務を遂行する礎とし、養育・支援のパートナーである子どもと保護者との協働によって実効性ある施設での暮らしが可能となる。理念と基本方針の整合性を図り、職員、子どもや保護者への周知と周知状況を確認する方策の検討が望まれる。

#### 2. 子どもや保護者への事業計画の周知について

養育・支援、施設・設備を含む居住環境の整備等の子どもの生活に密接に係わる事項を示す事業計画を子どもや保護者に示して理解を得ることは支援の基礎的な事柄であるといえる。子どもや保護者は支援者にとっては大切なパートナーである。全ての職員が子どもや保護者とのパートナーシップについての共通理解をし、事業計画の主な内容を子どもや保護者が容易に理解しうるような取り組みに期待したい。

### 3. 養育・支援に係わる組織的な仕組みの整備

日々の養育・支援の中で、子どもの意向を尊重し、最善の利益を図ることを心がけていることが認められるが、組織的な仕組みとしては不十分と思われる。倫理規定等の職員としての姿勢等に関する規程や被措置児童等虐待等に関する規程や対応マニュアルの明文化により、組織の方針をより明確に周知することが望まれる。また、子どもの満足に関する調査や自立支援計画策定などの養育・支援の根幹となる取り組みに関する手順等の整備を行い、組織的な取り組みとしての効果的な仕組みづくりが望まれる。

### 4. 職員養成のためのスーパービジョン体制の構築

職員養成には、人材教育の視点に基づいた施設のスーパービジョン体制の確立が必要とされる。機能的なスーパービジョン体制には職員がひとりで問題を抱え込まないように、スーパーバイザー自身が積極的に活用できるシステムが求められる。また、ピアスーパービジョンや外部のスーパーバイザーの活用を含むスーパービジョン体制の構築について検討されることを期待したい。

## ⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回、ご指摘頂いた内容については、早急に取り組み、マニュアル化を図り、職員に周知しました。マニュアル化することにより、支援に職員の個のかかわりから、柏葉荘としての取り組みに変化がみられたように感じました。

良い機会をいただきました。

## ⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 41 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### 共通評価基準（45 項目）

#### 評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・③
〈コメント〉		
◆3項目の法人理念が法人ホームページ、法人パンフレットに掲載されている。法人パンフレットの「柏葉荘」において3項目の「指導の目標」が基本方針とされている。職員のみならず子ども、保護者への周知が十分にはなされていない。養育・支援や経営の前提が理念や基本方針であり、理念と基本方針の整合性を図り、職員はもちろんのこと養育・支援のパートナーである子どもや保護者への周知を図る取り組みが望まれる。		

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・③・c
〈コメント〉		
○全国児童養護施設協議会、北海道児童養護施設協議会、札幌市児童養護施設協議会等の会議や研修会に出席して社会福祉事業全体の動向を把握し分析している。札幌市の各種福祉計画策定動向はホームページや市の資料によって把握分析している。「児童初日在籍表」や半期毎の決算においてコスト分析等を行っている。		

〈コメント〉

○施設長は年度当初の全体会議において自らの考えを職員に明示し、広報誌「家庭通信（月1回発行）」においても自らの役割と責任を表明している。「柏葉荘管理規程」に施設長の職務分掌が明示されて職員に周知されている。

◆有事における施設長の役割と責任は明示されている。不在時における代決規程を整備するなどして権限委任等を明確にすることが望まれる。

11

II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

(a)・b・c

〈コメント〉

○施設長は長年の行政経験をもとに遵守すべき法令の理解は十分であり、利害関係者との適切な関係は保持できている。全国児童養護施設協議会、札幌市児童養護施設協議会等の研修会に積極的に参加をして法令遵守の観点での学習を行っている。全体会議において職員に必要な法令等を周知している。

II-1-(2) 施設長のリーダーシップが發揮されている。

12

II-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を發揮している。

(a)・b・c

〈コメント〉

○定期的な各種会議を通じて養育・支援の質の現状を評価・分析している。リーダー会議や全体会議を組織し自らも積極的に参加して助言をしている。「業務分掌」に研修担当職員を明示して職員の教育・研修の充実を図っている。各種の研修会に積極的に参加をして自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。

13

II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を發揮している。

(a)・b・c

〈コメント〉

○施設長は常務理事と共に人事、労務、財務等を踏まえて経営の改善等について分析を行っている。「女子職員の休憩室」の設置等の働く環境整備に積極的に取り組んでいる。監事監査や理事会で明らかにされた課題等の解決の為に全体会議等を通じて職員の改善意欲を喚起し、課題解決のための活動に自らも積極的に参画している。

## II-2 福祉人材の確保・育成

第三者評価結果

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

14

II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

a・(b)・c

〈コメント〉

○「事業計画」の「目標・指針」に「安定的な人材の確保及び職員の定着」として明示している。法人と施設が一体となって、ハローワークや学校訪問による活動、求人の有料サイトを活用するなどの活動を行っている。活用できる各種の加算職員を配置している。

◆福祉人材の確保・定着と人員体制の充実は施設にとって喫緊の課題であり、示されている基本的な考え方則って実効性のある具体的な計画の策定が望まれる。

15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・③・c
----	-----------------------------	-------

〈コメント〉

○「社会福祉法人美桑苑Ⅰ種職員就業規則」「給与規程」において人事基準が明確に定められている。「職員の勤務評価に関する規程」に基づいて職員面接が6月と12月に行なわれ、職員の職務能力等を評価する等の人事管理が行なわれている。

◆法人・施設が「望まれる施設の職員像」を明確にし、職員が自ら将来の姿を描き、意欲を持って安定的に働く事が出来るように、より実効性のある人事考課制度に発展させていくことが望ましい。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・③・c
----	---	-------

〈コメント〉

○「柏葉荘管理規程」において労務管理に関する責任体制を明示している。有給休暇の取得状況や時間外労働の事前命令とその管理が簿冊において定期的に確認されている。健康診断と腰痛検査が年1回行なわれている。北海道民間社会福祉事業職員共済会に加入している。「育児・介護休業規程」等を整備してワーク・ライフ・バランスに配慮している。

◆施設に入所する子ども達への養育・支援は極めてストレスフルであることから職員のメンタルヘルス、バーンアウト等に対応する為に相談窓口の設置等の取り組みに期待したい。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・③・c
----	------------------------------------	-------

〈コメント〉

○「職員の勤務評価に関する規程」に基づいて職員面接が6月と12月に行なわれ、予め設定されている評価項目についての話し合いが行なわれている。

◆職員の働く意欲を喚起し、質の高い職員を育成するために、現行の「職員の勤務評価に関する規程」における評価項目に「自らの目標」を付け加えるなどの体制の整備が望まれる。

18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・③・c
----	--	-------

〈コメント〉

○策定された外部研修への派遣計画に基づいて実施されている。研修に参加した職員の復命書には参加者による研修の評価と次回派遣の要否の欄があり、計画の見直しのための資料となっている。

◆被虐待や発達に障がいを抱える子ども達の入所が増加傾向にあることから職員の教育・研修の強化は施設にとって極めて重要な課題である。外部研修のみならず内部研修を含めた教育・研修の体制の見直しと強化が望まれる。

19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・(b)・c
----	--------------------------------------	---------

〈コメント〉

○「職員名簿」や「勤務評価」において職員の専門資格の取得状況や知識水準等を把握している。全国児童養護施設協議会、北海道児童養護施設協議会、札幌市児童養護施設協議会等の外部研修を活用した階層別研修、職種別研修、テーマ別研修が行われている。平成28年度の外部研修への派遣は26回に亘り、概ね職員一人1回の派遣研修が行われている。

◆新任職員に対し、明文化された研修計画ではないが各ブロックで個別的なOJTが行なわれている。職員の教育・研修は組織的に計画的に行なわれる事によって、より効果的に実務に反映される。教育・研修の体制の見直しと強化が望まれる。

II-2-(4) 実習生等の養育・支援に関する専門職の研修・育成が適切に行われている。

20	II-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関する専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・(b)・c
----	---	---------

〈コメント〉

○実習に関するマニュアルである「実習の指導について」に実習の受け入れに関する基本的考え方を示している。学校側とは実習前、実習中を通じて実習生情報をやり取りするなど密接な連携がなされている。平成28年度は社会福祉士6名、保育士48名の実習生受け入れの実績がある。

◆受け入れた数多くの実習生に簡略されたプログラムが用意されているが教育・育成をより効果的に行うために学校側と連携してプログラムを整備することが望まれる。

### II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者評価結果
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・(b)・c

〈コメント〉

○法人ホームページに施設の養育・支援の内容、現況報告、財務状況等が公開されている。苦情相談体制について施設内やホームページにおいて公開し、内容と対応についてもホームページにおいて公開している。町内会や学校等に「家庭通信」を配布して施設の活動を紹介している。

◆苦情・相談の内容のみならず第三者評価受審結果の内容とその改善についてもホームページ等に公開することが望ましい。法人・施設の理念・基本方針の見直しを図った上で社会・地域に明示し説明する取り組みに期待したい。

22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	(a)・b・c
----	---	---------

〈コメント〉

○「社会福祉法人扶桑苑経理規定」に事務、経理、取引等に関するルールが明確にされてい

ントラネットで職員に周知されている。施設における事務、経理等の職務について、「管理規程」「業務分掌」で明示して職員に周知している。税理士事務所と契約をして事務、経理、取引等について月1回の指導・助言を受けている。監事による四半期ごとの内部監査が行われている。

## II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・(b)・c
<p>＜コメント＞</p> <p>○「社会福祉法人芙蓉苑運営方針」の「2. 地域社会と連携した運営」において地域との関わりについて示している。子ども達が町内会の篠路神社祭り、子ども盆踊り、スノーフェスティバル等の行事に積極的に参加している。施設の「柏葉祭り」に町内の人びとを迎えてコミュニケーションが図られている。学校の友人は日常的に施設を訪れて子ども達と遊んでいる。</p> <p>◆ブロックやブロック内のグループ単位での買い物等の外出は多いが、個々の子どものニーズに応じた社会資源の利用について出来るところからの対応に期待したい。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・(b)・c
<p>＜コメント＞</p> <p>○読み聞かせ、ボクシングセッション、ボクササイズ、理髪等のボランティアが定期的に訪問している。平成28年度のボランティア受入延べ数は60人である。訪問時には、子ども達の状況や交流にあたって配意すべき事を丁寧にレクチャーしている。</p> <p>◆ボランティア活動の受入は地域社会と施設をつなぐ柱の一つであり、受け入れの基本姿勢を明示し、マニュアルを整備するなどの組織的な体制の構築に期待したい。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・(b)・c
<p>＜コメント＞</p> <p>○利用しうる社会資源の一覧表を作成して事務所に備え、情報が職員間で共有されている。措置児童相談所と年2回の連絡協議会と必要に応じて電話、訪問などで密接な連携が図られている。地域のコミュニティネットワーク(C-ネット)には施設、小中学校、児童委員、主任児童委員、町内会等が参加をして3ヶ月に1回に情報の交換と共有が行なわれている。</p> <p>◆途切れのない支援を行うために家庭支援専門相談員を中心とした地域のネットワーク構築への取り組みに期待したい。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		

26	II-4-(3)-① 施設が有する機能を地域に還元している。	a・b・c
<コメント>		
○近くのコミュニティセンターの活動グループに体育館などを開放している。児童委員の会議や保護司会の会議に場所を提供している。施設の「地域支援センター」が地域住民を対象に「子育てコンシェルジュ」として年2回の講演会を開いている。「柏葉荘 学び支援」事業を地域の中学生を対象に週1回開催している。近くのコミュニティセンターと災害時の避難者受け入れについて協定書を交わしている。		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
<コメント>		
○地域のコミュニティネットワーク（C-ネット）を通じて福祉ニーズの把握に努めている。地域のニーズに応えるべく、中学生を対象に、ボランティアの元教師と学生を組織して「柏葉荘 学び支援」を週1回開催している。		
◆現在行なわれているユニークな「子育てコンシェルジュ」「柏葉荘 学び支援」の事業に相談機能を付加するなどして更なる積極的な展開に期待したい。		

### 評価対象III 適切な養育・支援の実施

#### III-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
III-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	III-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
<コメント>		
○養育・支援の標準的な実施方法について書かれている「一日の生活のしおり」には、子どもを尊重する基本姿勢が反映されている。日常の話し合いをとおして子どもの意見を聞き、可能なことは対応するように努めている。		
◆「倫理綱領」は作成されていない。子どもの尊重や基本的人権への配慮などに関する施設の基本姿勢を規程等に明文化し、研修等を通じて職員の共通理解を図る取り組みの推進が望まれる。		
29	III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援提供が行われている。	a・b・c
<コメント>		
○職員の初任者研修の中で子どものプライバシー保護や虐待禁止について徹底を図っている。中高生はほぼ個室であり、各ブロック内の浴室の改修を順次進めるなど設備等の工夫、改善を行っている。		

◆虐待防止等の子どもの権利擁護に関して明文化したものがないため、発生予防や発生した場合の対応方法等を含めて文書化し周知を図ることが望ましい。

III-1-(2) 養育・支援の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

30

III-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援選択に必要な情報をお伝えする。積極的に提供している。

a・b・c

＜コメント＞

○施設の理念等や養育・支援の内容について、法人のホームページやパンフレットに分かりやすく載せている。入所児童のほとんどが市内在住のため、入所前に面談と施設見学を行い、パンフレット等の資料を使って入所後の生活について丁寧に説明している。パンフレットは毎年見直しを実施している。

31

III-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。

a・(b)・c

＜コメント＞

○養育・支援の開始時や過程における説明と同意にあたっては、パンフレット等の分かりやすい資料を使い、子どもの自己決定を尊重するように努めている。子ども向けのわかりやすい生活のしおりを現在作成中である。「家庭通信」を利用して保護者等への説明にも努めている。

◆養育・支援の開始時の説明に対する子どもの同意について、書面で残す方法を現在検討中であり、実現に期待したい。

32

III-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。

a・(b)・c

＜コメント＞

○他の施設へ措置変更する場合の引継ぎに関して文書を定めている。支援センターに家庭支援専門相談員を配置し、退所時には顔を合わせて今後の相談担当者となることを子どもや保護者等へ説明している。

◆退所後も家庭支援専門相談員が相談を受けることを子どもや保護者等へ口頭で説明しているが、時間が経過してもわかるように文書にして渡すことが望ましい。

III-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。

33

III-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

a・(b)・c

＜コメント＞

○子どもの満足の向上を図ることを心がけており、ブロック内の話し合いでの子どもの意見等に基づいて改善できるものは改善するように努めている。

◆子どもの満足を計ることを目的とした面接やアンケート調査等を定期的に実施するなどの組織的な仕組みを整えることが望まれる。

III-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

34	III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・(b)・c
----	--	---------

〈コメント〉

○法人の「苦情解決事務取扱要項」に基づき苦情解決の体制を整備し、制度については玄関に掲示している。苦情の内容等はホームページや家庭通信で公表しており、会議や打ち合わせ等で職員に周知し、養育・支援に活かすように努めている。

◆苦情解決制度を子どもや保護者等に向けてわかりやすく説明した資料等を作成・配布するなど、制度をより活用しやすくする取り組みの工夫が望まれる。

35	III-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a・(b)・c
----	--	---------

〈コメント〉

○「みんなの声」という意見箱を設置し、話を聞くときは面談室等を利用するなど相談をしやすい環境に配慮するように努めている。

◆現在作成中である子ども向けの「しおり」に、相談や意見を述べる際には複数の方法や相手を自由に選べることを記載し、子どもに分かりやすく周知することが望まれる。

36	III-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・(b)・c
----	---	---------

〈コメント〉

○意見箱を設置しており、他にも子どもからの相談や意見には時間を置かずして会議等で検討するように努めている。中学生の自転車利用を認めるなど、可能なものは対応している。

◆子どもからの相談や意見に対する記録の方法や報告・対応の手順等を整理し、組織的な取り組みを明確にすることが望まれる。

37	III-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・(b)・c
----	--	---------

〈コメント〉

○ヒヤリハット事例については所定の様式を用いて関係職員に報告されるようになっており、記録が残されている。主に食事に関する内容が多いので、栄養士が調理委託業者と再発防止の協議等を行っている。

◆リスクマネジメントに関する体制や事故発生時の対応等が明確になっていないので、整備して職員に周知することが望ましい。

38	III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・(b)・c
----	--	---------

〈コメント〉

○栄養士が保健所の感染症対策に関する研修会に毎年出席し、職員への周知を図っている。オゾン発生装置や次亜塩素酸の空気清浄機を設置し感染症の予防に努めるとともに、各ブロックに嘔吐物の処理用キットや「衛生管理マニュアル」を配置しており、適切な対応に努めている。

◆感染症対策に関する管理体制を明確にし、発生時の関係機関への連絡等を含めた対応マニュアルの整備が望まれる。

39	III-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・(b)・c
----	--	---------

〈コメント〉

○「防火管理規定」に火災・地震・ガス災害に関する予防から対応について定められており、毎月の避難訓練や年1、2回の消防署と連携した訓練を実施している。食品は3日分を備蓄し定期的にチェックを行っており、毛布や日用品、暖房器具等の備蓄も図っている。

◆様々な状況を想定した子ども及び職員の安否確認の方法等を定め、職員に周知を図ることが望ましい。

### III-2 養育・支援の質の確保

III-2-(1) 提供する養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者評価結果
40	III-2-(1)-① 提供する養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が提供されている。	a・(b)・c

〈コメント〉

○「一日の生活のしおり」に養育・支援の標準的な実施方法や職員の姿勢等について明示されている。養育・支援が標準的な実施方法に基づいて実施されているかどうかはブロック会議等の話し合いを通じて確認するよう努めている。

◆職員は日々の業務に追われやすいので、標準的な実施方法について意識的に立ち返る機会を設定し、組織としての支援の質の維持、向上を図ることが望まれる。

III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。		第三者評価結果
41	III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・(b)・c

〈コメント〉

○養育・支援の標準的な実施方法については、子どもからの意見や会議等での話し合いによって隨時見直しが行われている。

◆養育・支援の標準的な実施方法については、職員が意識しやすいように、毎年度末などの適当な時期に定期的に検証・見直しをする仕組みづくりが望まれる。

III-2-(2) 適切なアセスメントにより養育・支援実施計画が策定されている。		第三者評価結果
42	III-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な養育・支援実施計画を適切に策定している。	a・(b)・c

〈コメント〉

○ケース会議やブロック会議等の話し合いを通じて自立支援計画どおりに養育・支援が行われているかを確認している。支援困難ケースへの対応については、ケース会議等で検討し、職員が共通認識をもって適切な支援を行えるように図っている。

◆自立支援計画の策定は施設の支援の基本であり、子どもの意向確認や関係職員の合議等を含めた共通の手順等を定め、組織的な取り組みとしての仕組みづくりが望まれる。

43	III-2-(2)-② 定期的に養育・支援実施計画の評価・見直しを行っている。	a・⑥・c
----	---	-------

〈コメント〉

○自立支援計画は半年ごとに見直して作成しているが、子どもの生活環境の変化等があった場合は、途中の変更についてブロック内で検討のうえ、課長や児童相談所とも協議している。自立支援計画は記録システムに登載して周知を図っている。

◆自立支援計画の評価・見直しにあたっても、子どもの意向確認や関係職員の合議等を含めた共通の手順等を定め、組織的な取り組みとしての仕組みづくりが望まれる。

III-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。

44	III-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・b・c
----	--	-------

〈コメント〉

○パソコンの記録システムを活用して養育・支援の実施状況の適切な記録や情報共有を図っている。「日誌・カルテの書き方」を作成し、職員によって記録の内容や書き方に差異が生じないように図っている。記録システムの活用による日誌の確認の他に、毎日の朝夕の打ち合わせや月1回の全体会議等によって情報の共有を図っている。

45	III-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・⑥・c
----	------------------------------------	-------

〈コメント〉

○法人のホームページに「個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」が明示されており、個人情報の適切な保護・管理については会議などで施設長等から指導されている。

◆「個人情報保護方針」に従って規程を制定し、個人情報に係わる保存、廃棄、提供、漏洩等に関する対応を明確にした記録の管理体制の整備が望まれる。また、職員への研修等の実施が望まれる。

## 内容評価基準（41項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

### A-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮		
A①	A-1-(1)-① 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	a・⑥・c
〈コメント〉		

○施設の指導の目標に「児童の最善の利益を図る」と明示しており、職員は日々の養育・支援の中で実践するように努めている。日常的な職員間の話し合いや主任、課長等からの助言を通じて、子どもにとって何が最善かを考えるように努めている。

◆自立支援計画の策定などの機会に合わせて養育・支援の内容を振り返り検証する組織的な仕組みづくりが望まれる。

A②	A-1-(1)-② 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ
----	---	-------

〈コメント〉

○子どもから聞かれた場合以外にも、進学・就職等の節目の時期に合わせて家族の状況等必要な内容を伝えるように努めている。子どもに生い立ち等を伝える場合は児童相談所と相談しながら慎重に対応し、内容は職員間で共有して適切なフォローが行われるように図っている。

#### A-1-(2) 権利についての説明

A③	A-1-(2)-① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	a・Ⓑ・Ⓒ
----	---	-------

〈コメント〉

○子ども一人ひとりがかけがえのない存在であり、自分も他人も傷つけることのないように、日々の養育・支援のなかで伝えるように努めている。

◆現状では子どもの権利について話し合う機会がほとんど無い。施設生活の中で保障される権利等について、子ども達に分かりやすく説明するための資料や方法の検討など積極的な取り組みを図ることが望まれる。

#### A-1-(3) 他者の尊重

A④	A-1-(3)-① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ
----	---	-------

〈コメント〉

○民間の助成金等を活用して子どもの外出行事等を増やし、様々な生活体験の機会を提供するように努めている。日常生活の中でも子どもへの個別対応を心がけており、日々の生活や行事等をとおして子ども同士の協力や思いやりを育むように努めている。

#### A-1-(4) 被措置児童等虐待対応

A⑤	A-1-(4)-① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	Ⓐ・Ⓒ
----	---	-----

〈コメント〉

○体罰等の不適切なかかわりを行わないように日常的に職員に指導しており、外部研修にも参加させている。不適切な対応が疑われる場合は、関係機関等の調査を受けるなど適切に対処している。

不適切なかかわりの具体例等を明示して禁止する規程等が策定されていないので、職員の理解を一層深めるために規程等の整備と周知が望まれる。

A⑥	A-1-(4)-② 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・⑬・c
<コメント>		
○子どもに対する不適切なかかわりの防止については日常的に話し合いや会議等で取り上げており、防止の徹底に努めている。 ◆不適切なかかわりがあった場合の対応方法や処分について明文化した規程や対応マニュアル等が制定されていない。不適切なかかわりの具体例を職員と子どもに周知し、防止や早期発見に結びつくような取り組みを図ることが望まれる。		
A⑦	A-1-(4)-③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	a・⑬・c
<コメント>		
○被措置児童等虐待に限定した対応ではないが、「みんなの声」という意見箱の設置や苦情対応の掲示をもって広く子どもが訴えやすいように図っている。 ◆被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応マニュアル等を整備し、適切な対応を行うための体制整備を図ることが望まれる。また、子どもが自ら訴えることができるよう、子ども向けの資料の作成や周知等の一層の工夫が望まれる。		
A-1-(5) 思想や信教の自由の保障		
A⑧	A-1-(5)-① 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。	④・b・c
<コメント>		
○子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障することを明文化してはいないが、思想や信教等によって差別することがないように、また、子どもの権利が損なわれないように配慮している。		
A-1-(6) 子どもの意向や主体性への配慮		
A⑨	A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	a・⑬・c
<コメント>		
○入所の際は施設全体で温かく迎え、ブロック内で歓迎会を開催している。入所時にフェイシートを作成し、入所までの経過や家庭状況等を職員が共通理解し、適切に対応できるよう図っている。家族との交流が可能な場合は、児童相談所と協議しながら、段階的に交流を進めるように図っている。 ◆入所前には面談や見学を実施し、子どもや保護者等の不安の軽減を図っているが、対応手順として定期的に見直してはいないので、より効果的な実践に向けた検討が望まれる。		
A⑩	A-1-(6)-② 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a・⑬・c
<コメント>		

○毎日夜間にブロック内の話し合いの時間を設けており、その中で生活の改善を図ったり、子どもの意向を聴取し尊重するように努めている。

◆生活面に関する子どもの意見を取り上げるように努めているが、共に考える場や仕組みがあるとは言い難い。子ども会活動のような子どもが生活面の課題等に主体的に関われるような仕組みづくりについて積極的な検討が望まれる。

#### A-1-(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活

A⑪	A-1-(7)-① 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。	a・⑥・c
----	---	-------

#### <コメント>

○各ブロックに新聞や本、テレビ、ビデオなどが備えられており、全体の図書コーナーも週1回開設され、子どもの健全な発達に資する環境整備に努めている。ボランティアによるボクササイズや学習支援も取り入れている。施設内、施設外での様々な活動を計画し、子どもが選択して参加できるように配慮している。

◆外出の際は職員の同行が必要な子どもが多く、地域での活動等への参加には職員配置の関係で十分応えきれない場合がある。

A⑫	A-1-(7)-② 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	④・b・c
----	--	-------

#### <コメント>

○近隣のコンビニやスーパーには子ども一人で買い物に行くことができ、通帳や小遣い帳を使って年齢等に応じたお金の管理や経済観念が身につくよう支援している。中高生に対し、外部講師に契約等に関する話をしてもらっている。自立を控えた子どもは、2週間位親子生活訓練室を利用して一人で生活をさせ、食材の購入から自炊までを段階的に体験させている。

#### A-1-(8) 繼続性とアフターケア

A⑬	A-1-(8)-① 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活が送 MERCHANTABILITY ことができるよう復帰後の支援を行っている。	a・⑥・c
----	---	-------

#### <コメント>

○施設内に支援センターが組織されており、退所後の子どもの様子を確認するなどの役割を担っている。家庭復帰にあたっては担任が調整を行っており、支援が機能するよう図っている。

◆組織内に支援センターが位置づけられているが、役割が主に里親支援となっており、家庭復帰後の支援が規定されていない。家庭支援専門相談員の位置づけも含めて今後明確にすることが望まれる。

A⑭	A-1-(8)-② できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	④・b・c
----	---	-------

#### <コメント>

○現在も措置延長を活用中の子どもがいる。適切に対応されており、自立に向けた積極的な取り組みが行われている。

A⑯	A-1-(8)-③ 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a・⑥・c
<コメント>		
○現状では担任がリービングケアやアフターケア、退所後のトラブル時の対応などを行っている。 ◆支援センターの位置づけがあるが、退所後の支援について明確に規定はされていない。取り組みが始まっていることもあり、事例を整理しつつ、アフターケアの窓口を含めて体制を整備することが望まれる。		

## A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本		
A⑯	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a・⑥・c
<コメント>		
○管理規定第4章（入所児童に対する処遇）、第10章（基本原則）に基づき、受容的・支持的な態度で寄り添う支援が行われるよう努力をしている。子どもの行動上の問題に対してもカウンセリング的に受容的かつ共感的な態度で接するように努めている。 ◆利用者アンケートを定期的に行なうなど、より子どもの声に耳を傾ける仕組みづくりが望まれる。		
A⑰	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	⑥・b・c
○職員と子どもが1対1で向き合う時間を意図的に多くとり、個別把握に努めている。また子どもの状況に応じて担任が一定の裁量権を有しており、例えば遊びに行きたい等の要望や上司の判断を要さない程度の事項であればブロック内で判断できる体制が確立されている。外出時間等も高齢児においてはある程度の幅を持たせて本人の自主性に任せ取り組みが行われている。		
A⑱	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	⑥・b・c
<コメント>		
○施設内では掃除当番等の役割があり、自立に向けた援助として機能している。また子どもたちの自主性や主体性を尊重し、外出の制限や高校生では携帯電話の制限なども過度に行なわれていない。職員一人一人が工夫し、声かけや励まし、感謝等を伝えている。		
A⑲	A-2-(1)-④ 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	a・⑥・c
<コメント>		
○施設内に図書コーナーがあり、年齢に応じた図書が揃えられており、子どもから要望のあ		

った図書で有益と判断されたものは購入をしている。おもちゃはボードゲームやブロック、カプラ、けん玉、こま等幅広く用意されている。また、学びの支援という形で週1回施設を開放し、学習ボランティアとして元教員や大学生が来ている。他にも月1回の手品や、月2回の絵本の読み聞かせ等の地域ボランティアを積極的に活用している。

◆幼児の保育計画が作成されていないため、これを作成することが望まれる。

A⑩	A-2-(1)-⑤ 秩序ある生活を通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a・⑥・c
----	--	-------

#### 〈コメント〉

○秩序のある生活をとおして、子どもたちへの声かけや指示が適切に行われている。食堂に箸の持ち方を掲示したり、子ども自身が「節水」や「あいさつ」等の張り紙を作る等の工夫がある。地域社会への参加についてはコミュニティセンターのイベントに積極的に参加するなどの機会が多く設けられている。

◆施設生活や社会生活の規範等について伝える際には、「禁止」ばかりではなく、「すること」を分かりやすく伝える取り組みが望ましい。

#### A-2-(2) 食生活

A⑪	A-2-(2)-① 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	a・⑥・c
----	---	-------

#### 〈コメント〉

○日課が決まっているので食事時間も基本的には固定されているが、部活動の有無や年齢、そのときの子どもの状況に応じて食事時間を調整するなどの工夫を行っている。ブロック毎に外食する機会も設けている。

◆食器はメラミンのものであり、テーブルの飾り付け等は特に行われていないので、おいしく食べられるような工夫を望みたい。

A⑫	A-2-(2)-② 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	⑦・b・c
----	--------------------------------------	-------

#### 〈コメント〉

○栄養士が配置されており、献立の配慮や嗜好調査、アレルギー等の健康状態は適切に配慮されている。給食会議も定期的に開催されており、献立は2週間毎に作成している。

A⑬	A-2-(2)-③ 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	a・⑥・c
----	---	-------

#### 〈コメント〉

○栄養士は、食事時間に手が空いているときは、各テーブルを回って直接子どもの意見を聞いたり栄養指導をその都度行ったりする等の工夫をしている。おやつは地域の店舗等からの提供が多いので、栄養士がひとつひとつ確認をし、栄養等について管理している。地域の団体等が開催するおやつ作りや料理教室などの取り組みに参加させている。

◆ナイフとフォークを施設内で使うことがない。今後の献立も含めて食事のマナーを習得させるために、ナイフとフォークを使う機会を提供することが望まれる。

A-2-(3) 衣生活

A②₄	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	(a)・b・c
-----	---	---------

〈コメント〉

○子どもたちそれぞれにタンスが用意され、必要な数の衣服は確保されている。足りないものや普段めったに着ない卒業式用の服等は施設の被服庫から貸し出す等の工夫をしている。靴もブロックの入り口に靴箱があり、必要な数が確保されている。洗濯やアイロンかけ等は子どもが眠っている夜間に職員が行うことが多いが、子どもの発達段階に応じて一部自分でやってみるなどの工夫をしている。

A-2-(4) 住生活

A②₅	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美されている。	(a)・b・c
-----	--------------------------------	---------

〈コメント〉

○壁にアンパンマンやスヌーピーのアートがある等、子どもたちの発達段階に応じて飾り付けが工夫されている。トイレや洗面所等も幼児のブロックでは小さな台や補助便座を用意する等の配慮をしている。またリビングは床暖房となっており、快適な空間が提供されている。

A②₆	A-2-(4)-② 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	a・(b)・c
-----	--	---------

〈コメント〉

○子どもの居場所の確保には、現在の入所人員や施設的な制約の中で最大限の努力がなされている。年少児の居室はホールに面した場所に配置され目が届きやすくなっている。

◆入所者の年齢層が上がってきていることに伴い個室が不足し、中学生でも相部屋の子がいるが、相部屋であっても個人の空間を確保できる配慮が望まれる。

A-2-(5) 健康と安全

A②₇	A-2-(5)-① 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	(a)・b・c
-----	---	---------

〈コメント〉

○職員も一緒に手洗いうがいを行い、自然と子どもたちが習慣化し、自己管理できるように支援している。健康状態の把握も適切に行われており、子どもの自立度に応じて整容等の支援が適切に行われている。夜尿のある子どもにも適切に配慮した支援を行っている。

A②₈	A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a・(b)・c
-----	---	---------

〈コメント〉

○近隣の内科医院と提携している他、感染症については保健所との連携も行っている。てんかん等の持病がある子どもについては夜間に見回りを多くする等の対応を適切に実施している。

◆健康状態の管理や把握については看護職の配置を検討することが望ましい。また、服薬管理は職員の工夫によって行われているが服薬管理表などの整備はされていないため、これを

作成することが望まれる。また研修等にも積極的に参加することが望まれる。

#### A-2-(6) 性に関する教育

A②⁹	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a・⑩・c
-----	--	-------

〈コメント〉

○学校教育の延長として、養護教諭が施設に来て性に関する教育を行っている。職員も学習会に参加している。

◆「児童処遇計画」に性教育の方針について明記することが望まれる。また、保健師等と連携して性教育のカリキュラムを策定することや指導マニュアル等の整備を行うことが望ましい。

#### A-2-(7) 自己領域の確保

A⑩	A-2-(7)-① でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	⑪・b・c
----	--	-------

〈コメント〉

○子どもたち本人が服や文房具等の自分で使うものを選んでいる。また個人のタンスや私物箱が用意され、個人のものが明確となるような工夫がされている。毎回ではないが、できるだけ子どもと一緒にお店に行って一緒に選ぶようにしている。職員が購入する日用品についてもなるべくバリエーションを増やし、その中から好きなものを選ばせる等の工夫をしている。

A⑪	A-2-(7)-② 成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようになっている。	a・⑫・c
----	---	-------

〈コメント〉

○子どもの好みのデザインのアルバムが個々に用意され、子どもが要望すればいつでも写真を見ることができる。自分で管理ができる子どもにはアルバムを渡し、個人で管理している。

◆写真是デジタルデータで保管されているため、印刷と貼り付けの作業が発生するが、現状の時間的制約の中では子どもと一緒に振り返りながら写真を整理することが難しい状況にある。今後の工夫に期待したい。

#### A-2-(8) 行動上の問題及び問題状況への対応

A⑫	A-2-(8)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a・⑬・c
----	--	-------

〈コメント〉

○職員の研修は適切に行われていることが復命書等から確認できる。「児童処遇計画」には子どもの行動上の問題に対しては、その経緯を把握しあらゆる理論を用いて支援すると明記しており、適切な対応に努めている。

◆児童相談所、専門医療機関、警察等との連携を強化し、子どもの行動上の問題に対する事態改善の方策を常に追求していくことを期待したい。

A⑬	A-2-(8)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a・⑭・c
----	--	-------

〈コメント〉

○危機管理マニュアルが適切に整備され、マニュアルに基づいて対応している。課題を持った子どもの入所に際しては、児童相談所と連携をとりながら対応にあたっている。

◆施設内の構造や職員の配置、勤務形態については物理的な限界もあるが、今後の改善の工夫に期待したい。

A⑭	A-2-(8)-③ 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引き取りの可能性がある場合、子どもの安全が確保されるよう努めている。	a・b・c
----	---	-------

〈コメント〉

○強引な引き取りに関しては危機管理マニュアル内の侵入者等の対策に準じており、警察に連絡して出入り口を施錠する等の対策となっている。また児童相談所と適切に連携が図られている。

A-2-(9) 心理的ケア

A⑮	A-2-(9)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a・(b)・c
----	---	---------

〈コメント〉

○心理的な支援としては主にプレイセラピーと来談者中心療法を援用したカウンセリングを行っている。心理療法室も適切に整備されており必要な道具は一式そろっている。

◆保護者支援は明確に規定されていないが児童相談所と連携を取りながら取り組んでいくことが望まれる。また、子どもの処遇に関する情報共有についても多職種間で連携を図ることが望ましい。

A-2-(10) 学習・進学支援、進路支援等

A⑯	A-2-(10)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a・(b)・c
----	--	---------

〈コメント〉

○子どもの学習支援については外部の学習支援機関と連携を図っている。また、学習ボランティアを活用している。学習スペースも専用区画ではないが適切に確保されている。

◆忘れ物チェックや宿題の未提出は表を利用するなどの工夫が望まれる。

A⑰	A-2-(10)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a・(b)・c
----	---	---------

〈コメント〉

○中学生に関しては子どもの興味がある学校や将来につきたい仕事等についてインターネットを活用して調べている。フォローアップ体制も確立しており、必要に応じて児童相談所と連携して措置延長を検討している。また、アルバイトをしている子どもが多く、社会経験を十分に積める環境となっている。

◆養育計画の中に進学や将来の進路に関する支援について明確に位置付けることが望ましい。また、意欲があり自立度も高い子どもには本人の希望に応じて大学等に行ける準備を施設として取り組むことを期待したい。

A⑩	A-2-(10)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	(a)・b・c
<コメント>		
○アルバイトは積極的に勧めている。特別高等支援学校に通う子どもは学校で職場実習の機会がある。実習先や体験先は職員や施設長が繋がりを作つて開拓している。資格取得に関しても施設側が費用を負担する等で奨励している。		
A-2-(11) 施設と家族との信頼関係づくり		
A⑪	A-2-(11)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a・(b)・c
<コメント>		
○月1回家庭通信の発行、2ヶ月に1度職員からの連絡、一時帰省などで子どもと家族の継続的な関係づくりに取り組んでいる。		
◆家庭支援専門相談員の位置づけが不明確であり、家族支援に関する規定も明確なものがない。家族関係再構築支援の説明を加えた上で「児童処遇計画」に現在行っている支援の明文化を行うことや、心理士と共に家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員などの専門職の職務内容を明示することが望まれる。		
A-2-(12) 親子関係の再構築支援		
A⑫	A-2-(12)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a・(b)・c
<コメント>		
○今年度より支援センターが設立され、実働が始まっているが、親子関係の再構築等や児童相談所との連携は担任を中心に行われている。		
◆支援センターの位置づけが里親支援に留まっているため、家庭支援専門相談員の役割を明文化し、センターの機能を明確化することが望ましい。		
A-2-(13) スーパービジョン体制		
A⑬	A-2-(13)-① スーパービジョンの体制を確立し、施設の組織力の向上に取り組んでいる。	a・(b)・c
<コメント>		
○業務分掌にはスーパーバイザーが規定されており、時間の許す限り相談はいつでもできる。またブロック会議のときに相談できる体制は確立されている。国が定める研修やスーパーバイザー研修にも参加している。		
◆定期的なスーパーバイズが実施されるような組織的な取り組みが望まれる。		